平成29年６月
警　　察　　庁

改正道路交通法の円滑な施行

医師の診断体制の確保等

【医師の診断体制の確保に向けた医師会等との連携強化】

- 医師会等への協力要請等により、協力医師**約4,800人**を確保（平成29年５月末現在）
- 診断書モデル様式の改正、日本医師会によるかかりつけ医向け診断書作成の手引きの作成への協力等により、診断書の正確性・信頼性を担保するための取組を実施
- 全都道府県警察で連絡責任者等を指定し、医師会等と情報交換、質問・要望への対応等を実施

【認知症の早期診断・対応に向けた地方公共団体福祉部局との連携強化】

- 地方公共団体福祉部局との情報共有・連携体制の構築等により、認知症のおそれがある高齢者を早期診断・対応につなぐための取組等を推進

改正道路交通法の施行状況等（平成29年3月12日から5月31日までの暫定値）

新　設

【臨時認知機能検査】

認知機能の低下しているおそれのある高齢運転者をタイムリーに把握

・受検対象者
22，354人
・受検者
14，730人　（見込み：年間約19万人）

強　化

【認知症に係る医師の診断】

認知症のおそれがあると判定された者に対し、医師の診断を義務付け

・受診対象者
11，617人
・受診者
1，299人　（見込み：年間約5万人）

【高齢者講習】

実車指導の際に運転の様子をドライブレコーダーで記録し、その映像に基づいて個人指導

高度化

・更新時の高度化講習の受講者
5，257人　（見込み：年間約54万人）

新　設

・臨時高齢者講習の受講者
413人　（見込み：年間最大6万人）

- **認知症と診断されて運転免許の取消し等の処分を受ける者**
  平成28年中1,845人⇒年間**約１万5,000人**の見込み
- **自主返納者**
  平成28年中**約35万人**（前年比**約６万人増加**）
  ⇒平成29年５月末現在**約20万人**（前年比**約２倍のペースで増加**）

高齢運転者の特性も踏まえた更なる対策

緊急に実施する対策

運転適性相談の抜本的見直し

80歳以上の高齢者に重点を置いた運転適性相談の充実・強化による自主返納の促進等

- 地方公共団体福祉部局（地域包括支援センター等）との情報共有・連携体制の構築
- 医療系専門職員の配置

視野障害に伴う運転リスクの排除

加齢により増加する視野障害に伴う運転リスクを排除するための新たな視野検査の高齢者講習への試験導入

（平成30年度中に実施）

身体機能の低下に伴う運転リスクの排除

高齢運転者による事故の防止や被害軽減に効果がある「安全運転サポート車」の普及啓発の推進

- 運転免許センター等の警察施設を活用した試乗会
- 高齢者講習等のあらゆる機会を活用した広報啓発

新たな安全教育プログラムの開発

国立長寿医療研究センターとの連携による運転適格性検証 ・ 運転寿命延伸に係る実証実験の推進

（平成29年度中に開始）

更なる制度改正に向けた取組

運転免許制度の更なる見直し

80歳以上の運転リスクが特に高い者への実車試験の導入

「安全運転サポート車」限定免許の導入

} といった運転免許制度の更なる見直し

※ 改正道路交通法の施行後1年間の状況等を踏まえる必要

【参考】高齢運転者に係る交通事故の現状（平成29年5月末現在）

75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比

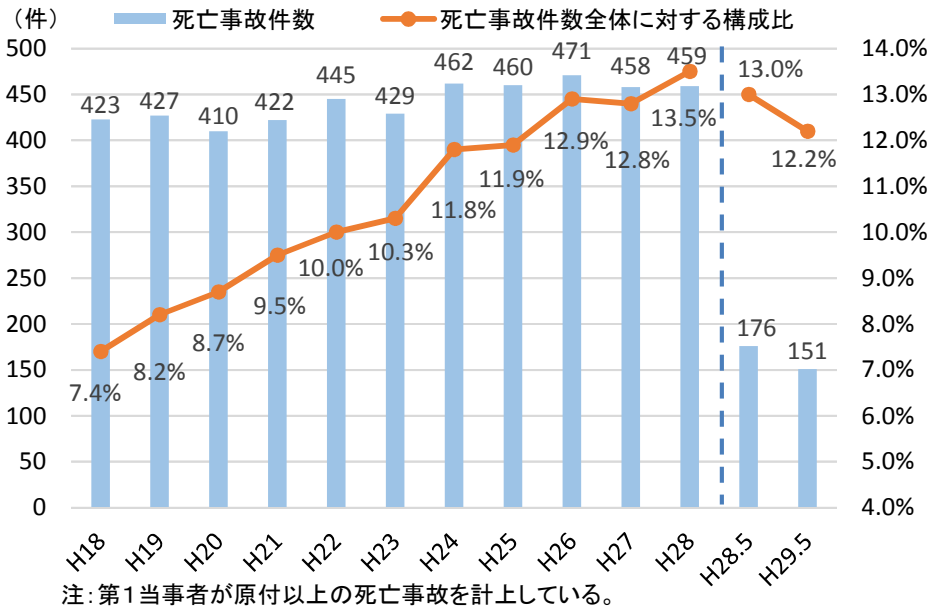

注：第１当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

80歳以上の高齢運転者による死亡事故件数及び構成比

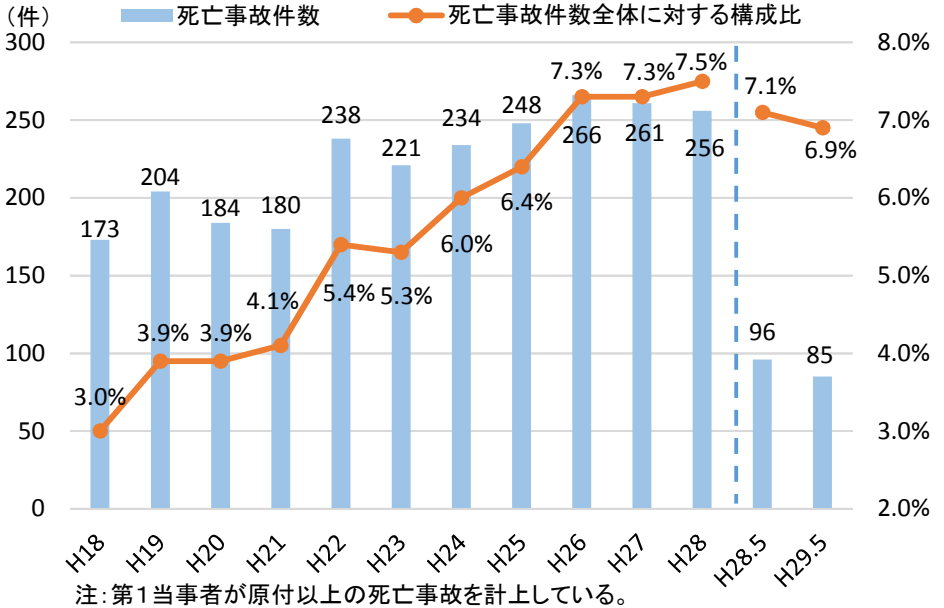

注：第１当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

原付以上第１当事者の年齢層別免許人口10万人当たり死亡事故件数（平成28年）

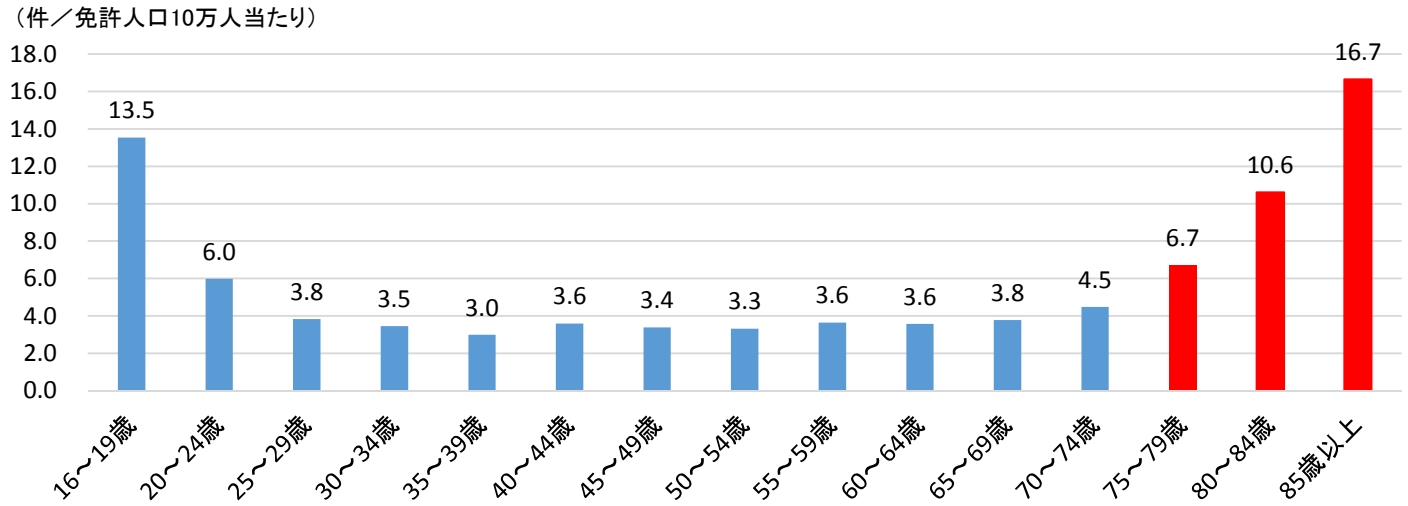

注1：第１当事者が原付以上の死亡事故を計上している。

注2：算出に用いた免許人口は、平成28年末現在の値である。